

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月28日提出
【計算期間】	第5期中(自 2024年12月3日至 2025年6月2日)
【ファンド名】	三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド 三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-0911
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【ファンドの運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	1,561,208,211	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	478,609	0.03
合計（純資産総額）		1,560,729,602	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	1,576,788,562	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	412,257	0.03
合計（純資産総額）		1,576,376,305	100.00

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	2,392,895,053	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	829,225	0.03
合計（純資産総額）		2,392,065,828	100.00

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	195,001,062	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	66,832	0.03
合計（純資産総額）		194,934,230	100.00

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	493,957,142	100.02

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	115,513	0.02
合計（純資産総額）		493,841,629	100.00

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	179,597,508	99.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,731,956	0.96
合計（純資産総額）		181,329,464	100.00

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	1,589,932,107	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	374,058	0.02
合計（純資産総額）		1,589,558,049	100.00

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	514,133,242	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	186,441	0.04
合計（純資産総額）		513,946,801	100.00

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	2,152,109,526	99.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	309,949	0.01
合計（純資産総額）		2,152,419,475	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	売建	-	2,161,319,910	100.41

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	6,046,349	6,046,349	10,294	10,294
第2期（2022年11月30日）	61,728,569	61,728,569	10,830	10,830
第3期（2023年11月30日）	284,137,666	284,137,666	13,219	13,219
第4期（2024年12月 2日）	1,247,471,953	1,247,471,953	15,390	15,390
2024年 6月末日	786,758,557	-	15,798	-
7月末日	811,163,033	-	15,707	-
8月末日	1,067,193,393	-	15,243	-
9月末日	1,108,088,517	-	15,005	-
10月末日	1,197,812,585	-	15,282	-
11月末日	1,231,883,553	-	15,197	-
12月末日	1,600,320,330	-	15,798	-
2025年 1月末日	1,645,833,458	-	15,814	-
2月末日	1,613,520,612	-	15,208	-
3月末日	1,617,772,686	-	15,238	-
4月末日	1,637,831,110	-	15,287	-
5月末日	1,678,268,591	-	16,062	-
6月末日	1,560,729,602	-	16,370	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	69,516,804	69,516,804	10,362	10,362
第2期（2022年11月30日）	272,425,967	272,425,967	10,597	10,597
第3期（2023年11月30日）	515,836,557	515,836,557	12,922	12,922
第4期（2024年12月 2日）	825,404,441	825,404,441	15,050	15,050
2024年 6月末日	794,317,630	-	15,386	-
7月末日	719,790,447	-	15,192	-
8月末日	818,657,001	-	15,025	-
9月末日	873,853,722	-	14,831	-
10月末日	940,691,469	-	15,277	-
11月末日	818,879,901	-	14,931	-
12月末日	854,567,467	-	15,604	-
2025年 1月末日	902,463,782	-	15,474	-
2月末日	924,938,324	-	14,531	-
3月末日	1,065,446,880	-	14,040	-
4月末日	1,140,725,347	-	14,210	-
5月末日	1,226,741,564	-	14,966	-

6月末日	1,576,376,305	-	15,976	-
------	---------------	---	--------	---

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	74,584,829	74,584,829	10,652	10,652
第2期（2022年11月30日）	309,023,748	309,023,748	11,100	11,100
第3期（2023年11月30日）	825,661,600	825,661,600	13,487	13,487
第4期（2024年12月 2日）	1,749,839,950	1,749,839,950	17,721	17,721
2024年 6月末日	1,535,981,813	-	17,455	-
7月末日	1,478,836,585	-	16,474	-
8月末日	1,472,458,070	-	16,181	-
9月末日	1,492,704,161	-	16,361	-
10月末日	1,591,183,109	-	17,596	-
11月末日	1,747,252,090	-	17,695	-
12月末日	1,890,708,125	-	18,396	-
2025年 1月末日	1,974,433,069	-	18,426	-
2月末日	1,839,356,097	-	17,449	-
3月末日	1,971,068,834	-	16,812	-
4月末日	2,040,758,547	-	16,093	-
5月末日	2,206,591,948	-	17,251	-
6月末日	2,392,065,828	-	18,063	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	3,024,503	3,024,503	10,217	10,217
第2期（2022年11月30日）	22,496,244	22,496,244	9,972	9,972
第3期（2023年11月30日）	130,946,337	130,946,337	11,041	11,041
第4期（2024年12月 2日）	151,814,121	151,814,121	12,548	12,548
2024年 6月末日	210,770,654	-	13,436	-
7月末日	217,945,654	-	12,645	-
8月末日	213,453,901	-	12,297	-
9月末日	221,215,003	-	13,043	-
10月末日	231,980,834	-	13,432	-
11月末日	152,450,278	-	12,600	-
12月末日	162,810,762	-	13,262	-
2025年 1月末日	164,975,743	-	13,106	-
2月末日	166,267,018	-	13,017	-
3月末日	169,455,311	-	13,001	-

4月末日	163,111,813	-	12,283	-
5月末日	187,709,261	-	13,161	-
6月末日	194,934,230	-	13,894	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	6,787,059	6,787,059	10,037	10,037
第2期（2022年11月30日）	80,135,860	80,135,860	10,037	10,037
第3期（2023年11月30日）	568,449,519	568,449,519	10,827	10,827
第4期（2024年12月2日）	628,505,118	628,505,118	11,457	11,457
2024年 6月末日	784,824,139	-	11,963	-
7月末日	753,785,900	-	11,528	-
8月末日	740,366,551	-	11,231	-
9月末日	743,842,730	-	11,254	-
10月末日	734,774,970	-	11,714	-
11月末日	629,369,236	-	11,473	-
12月末日	632,421,946	-	11,828	-
2025年 1月末日	600,044,679	-	11,578	-
2月末日	579,789,366	-	11,351	-
3月末日	593,783,942	-	11,469	-
4月末日	522,072,057	-	11,267	-
5月末日	497,591,647	-	11,327	-
6月末日	493,841,629	-	11,602	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	1,607,853	1,607,853	9,918	9,918
第2期（2022年11月30日）	11,569,350	11,569,350	9,187	9,187
第3期（2023年11月30日）	34,764,493	34,764,493	10,009	10,009
第4期（2024年12月2日）	146,680,024	146,680,024	10,946	10,946
2024年 6月末日	154,561,390	-	11,371	-
7月末日	148,481,676	-	10,902	-
8月末日	144,200,936	-	10,669	-
9月末日	143,492,216	-	10,653	-
10月末日	150,247,599	-	11,141	-
11月末日	146,853,591	-	10,959	-
12月末日	145,103,550	-	11,249	-
2025年 1月末日	144,915,305	-	11,106	-

2月末日	143,058,175	-	10,952	-
3月末日	215,347,860	-	10,889	-
4月末日	143,227,155	-	10,419	-
5月末日	145,176,334	-	10,529	-
6月末日	181,329,464	-	10,766	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2021年11月30日)	2,142,283	2,142,283	9,513	9,513
第2期 (2022年11月30日)	118,055,864	118,055,864	9,600	9,600
第3期 (2023年11月30日)	143,043,924	143,043,924	9,353	9,353
第4期 (2024年12月 2日)	523,875,882	523,875,882	8,754	8,754
2024年 6月末日	419,836,329	-	8,946	-
7月末日	460,422,648	-	8,969	-
8月末日	479,951,437	-	9,219	-
9月末日	510,328,163	-	9,066	-
10月末日	516,121,585	-	8,863	-
11月末日	525,642,380	-	8,784	-
12月末日	537,026,981	-	8,784	-
2025年 1月末日	567,839,566	-	9,088	-
2月末日	729,103,791	-	9,134	-
3月末日	1,013,470,024	-	9,098	-
4月末日	1,101,106,199	-	9,234	-
5月末日	1,051,641,067	-	9,387	-
6月末日	1,589,558,049	-	9,645	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2021年11月30日)	2,304,754	2,304,754	10,763	10,763
第2期 (2022年11月30日)	86,933,845	86,933,845	10,597	10,597
第3期 (2023年11月30日)	344,098,319	344,098,319	11,071	11,071
第4期 (2024年12月 2日)	597,226,853	597,226,853	14,072	14,072
2024年 6月末日	434,772,591	-	13,084	-
7月末日	464,790,428	-	13,267	-
8月末日	544,077,264	-	13,189	-
9月末日	559,860,921	-	13,502	-
10月末日	602,029,644	-	14,235	-
11月末日	602,512,740	-	14,196	-

12月末日	572,182,089	-	13,719	-
2025年 1月末日	476,932,873	-	13,586	-
2月末日	471,083,668	-	13,426	-
3月末日	503,640,778	-	13,046	-
4月末日	475,283,113	-	12,306	-
5月末日	497,116,140	-	12,828	-
6月末日	513,946,801	-	12,892	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2021年11月30日）	37,563,029	37,563,029	9,748	9,748
第2期（2022年11月30日）	335,482,332	335,482,332	9,277	9,277
第3期（2023年11月30日）	914,801,444	914,801,444	10,096	10,096
第4期（2024年12月 2日）	1,456,418,072	1,456,418,072	12,222	12,222
2024年 6月末日	980,929,267	-	11,037	-
7月末日	1,063,209,312	-	11,351	-
8月末日	1,091,894,161	-	11,759	-
9月末日	1,249,514,716	-	12,292	-
10月末日	1,387,279,924	-	12,870	-
11月末日	1,444,583,282	-	12,123	-
12月末日	1,498,511,054	-	11,966	-
2025年 1月末日	1,533,901,037	-	12,733	-
2月末日	1,621,749,903	-	13,023	-
3月末日	1,750,324,446	-	13,888	-
4月末日	2,019,288,830	-	14,842	-
5月末日	2,139,295,538	-	14,749	-
6月末日	2,152,419,475	-	14,497	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
--	------	--------------

第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第1期	2021年 8月23日～2021年11月30日	0
第2期	2021年12月 1日～2022年11月30日	0
第3期	2022年12月 1日～2023年11月30日	0
第4期	2023年12月 1日～2024年12月 2日	0

【収益率の推移】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	2.9
第2期	5.2
第3期	22.1
第4期	16.4
第5期（中間期）	3.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	3.6
第2期	2.3
第3期	21.9
第4期	16.5
第5期（中間期）	1.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	6.5
第2期	4.2
第3期	21.5

第4期	31.4
第5期（中間期）	2.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	2.2
第2期	2.4
第3期	10.7
第4期	13.6
第5期（中間期）	3.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	0.4
第2期	0.0
第3期	7.9
第4期	5.8
第5期（中間期）	1.2

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	0.8
第2期	7.4
第3期	8.9
第4期	9.4
第5期（中間期）	3.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	4.9
第2期	0.9
第3期	2.6
第4期	6.4
第5期（中間期）	7.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	収益率（％）
第1期	7.6
第2期	1.5
第3期	4.5
第4期	27.1
第5期（中間期）	8.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	2.5
第2期	4.8
第3期	8.8
第4期	21.1
第5期（中間期）	19.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（参考）

（１）投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	384,088,096,270	98.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,521,576,664	1.92
合計（純資産総額）		391,609,672,934	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
株価指数先物取引	買建	日本	7,481,410,000	1.91
合計	買建	-	7,481,410,000	1.91

２２５マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	293,350,502,000	98.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,557,813,884	1.20

合計（純資産総額）	296,908,315,884	100.00
-----------	-----------------	--------

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	3,564,880,000	1.20
合計	買建	-	3,564,880,000	1.20

外国株式インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	713,090,970,528	70.83
	イギリス	37,267,526,986	3.70
	カナダ	34,043,339,309	3.38
	スイス	27,644,535,702	2.75
	ドイツ	27,220,335,913	2.70
	フランス	26,175,534,475	2.60
	アイルランド	17,812,183,581	1.77
	オランダ	17,133,148,927	1.70
	オーストラリア	16,133,410,457	1.60
	スペイン	8,375,552,318	0.83
	スウェーデン	8,020,119,105	0.80
	イタリア	6,898,789,885	0.69
	デンマーク	6,019,331,291	0.60
	香港	3,914,207,025	0.39
	シンガポール	3,234,634,216	0.32
	フィンランド	2,794,347,799	0.28
	イスラエル	2,543,880,675	0.25
	ベルギー	2,222,425,393	0.22
	ルクセンブルグ	2,197,472,790	0.22
	ジャージー	1,914,153,197	0.19
	ケイマン諸島	1,866,469,984	0.19
	ノルウェー	1,651,654,326	0.16
	バミューダ	1,091,031,772	0.11
	リベリア	1,063,537,175	0.11
	ニュージーランド	741,611,171	0.07
	オランダ領キュラソー	650,162,454	0.06
	オーストリア	545,029,643	0.05
	ポルトガル	401,848,406	0.04
	パナマ	397,594,274	0.04
	マン島	75,622,642	0.01
	小計	973,140,461,419	96.66
新株予約権証券	カナダ	-	0.00
投資証券	アメリカ	14,745,774,017	1.46

	オーストラリア	1,460,875,706	0.15
	フランス	415,683,906	0.04
	シンガポール	245,604,093	0.02
	イギリス	232,883,397	0.02
	香港	186,912,450	0.02
	ケイマン諸島	94,120,710	0.01
	小計	17,381,854,279	1.73
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	16,270,128,010	1.61
合計（純資産総額）		1,006,792,443,708	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	イギリス	699,844,576	0.07
株価指数先物取引	買建	ドイツ	2,508,636,871	0.25
株価指数先物取引	買建	アメリカ	14,149,801,428	1.41
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	462,738,150	0.05
合計	買建	-	17,821,021,025	1.77

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	5,603,898,626	0.56

エマージング株式インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	台湾	11,230,996,373	17.64
	インド	10,793,046,479	16.95
	ケイマン諸島	10,240,706,443	16.09
	韓国	6,282,302,417	9.87
	中国	4,197,099,290	6.59
	ブラジル	2,100,202,449	3.30
	南アフリカ	1,643,284,190	2.58
	メキシコ	891,830,512	1.40
	マレーシア	749,067,293	1.18
	インドネシア	698,688,565	1.10
	ポーランド	609,147,232	0.96
	タイ	579,643,179	0.91
	香港	457,357,506	0.72
	ギリシャ	366,761,597	0.58
	トルコ	289,184,626	0.45
	フィリピン	272,233,092	0.43
	チリ	261,984,485	0.41
	バミューダ	227,475,167	0.36
	ハンガリー	170,282,647	0.27
	アメリカ	170,269,529	0.27
	イギリス	148,695,838	0.23

	スイス	108,450,434	0.17
	チェコ	95,781,453	0.15
	ルクセンブルグ	82,337,863	0.13
	オランダ	68,557,908	0.11
	コロンビア	68,492,917	0.11
	エジプト	36,332,121	0.06
	ペルー	15,337,073	0.02
	シンガポール	12,355,076	0.02
	小計	52,867,903,754	83.04
投資信託受益証券	香港	2,179,003,440	3.42
投資証券	アメリカ	3,790,211,332	5.95
	メキシコ	272,385,667	0.43
	ブラジル	89,900,298	0.14
	小計	4,152,497,297	6.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,466,446,434	7.02
合計（純資産総額）		63,665,850,925	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,572,768,909	7.18
合計	買建	-	4,572,768,909	7.18

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	391,252,225	0.61

外国債券パッシブ・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	86,543,111,380	44.45
	中国	21,664,234,590	11.13
	フランス	14,155,331,223	7.27
	イタリア	13,466,871,014	6.92
	ドイツ	11,299,336,098	5.80
	イギリス	10,974,669,050	5.64
	スペイン	8,704,234,638	4.47
	カナダ	3,733,270,864	1.92
	ベルギー	3,092,882,815	1.59
	オランダ	2,564,226,784	1.32
	オーストラリア	2,361,169,269	1.21
	オーストリア	2,224,469,435	1.14
	メキシコ	1,511,861,026	0.78
	ポーランド	1,263,753,781	0.65
	ポルトガル	1,215,261,346	0.62
	フィンランド	996,664,039	0.51
	マレーシア	991,562,783	0.51

	アイルランド	843,591,680	0.43
	シンガポール	803,592,853	0.41
	イスラエル	675,454,740	0.35
	ニュージーランド	553,045,607	0.28
	デンマーク	423,830,871	0.22
	スウェーデン	361,506,904	0.19
	ノルウェー	318,127,589	0.16
	小計	190,742,060,379	97.97
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,948,735,757	2.03
合計（純資産総額）		194,690,796,136	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	売建	-	115,296,891	0.06

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	トルコ	1,265,113,305	11.00
	サウジアラビア	1,051,390,543	9.14
	メキシコ	986,769,225	8.58
	ポーランド	888,094,967	7.72
	ブラジル	817,524,710	7.11
	コロンビア	776,212,010	6.75
	チリ	715,279,582	6.22
	アラブ首長国連邦	632,608,711	5.50
	ハンガリー	626,933,028	5.45
	ドミニカ共和国	484,932,487	4.22
	ペルー	397,023,404	3.45
	パナマ	358,416,334	3.12
	南アフリカ	339,558,452	2.95
	カタール	264,560,629	2.30
	インドネシア	240,944,725	2.09
	オマーン	215,240,660	1.87
	アルゼンチン	200,572,855	1.74
	中国	188,603,440	1.64
	ウルグアイ	154,808,261	1.35
	フィリピン	105,125,109	0.91
	ウクライナ	74,336,041	0.65
	エクアドル	62,793,236	0.55
	ナイジェリア	60,722,887	0.53
	小計	10,907,564,601	94.81
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	597,138,586	5.19

合計（純資産総額）	11,504,703,187	100.00
-----------	----------------	--------

リート・インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	日本	21,798,769,800	98.84
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	256,824,003	1.16
合計（純資産総額）		22,055,593,803	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
リート指数先物取引	買建	日本	35,190,000	0.16
合計	買建	-	35,190,000	0.16

外国リート・インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
投資証券	アメリカ	34,998,958,764	76.35
	オーストラリア	3,514,344,852	7.67
	イギリス	2,141,307,588	4.67
	シンガポール	1,461,630,038	3.19
	フランス	953,024,526	2.08
	カナダ	600,627,806	1.31
	ベルギー	492,277,444	1.07
	香港	487,598,593	1.06
	スペイン	230,470,941	0.50
	韓国	80,970,459	0.18
	イスラエル	80,311,920	0.18
	オランダ	80,067,436	0.17
	ガーンジー	48,919,953	0.11
	ニュージーランド	36,526,511	0.08
	アイルランド	17,342,828	0.04
	ドイツ	15,290,777	0.03
	イタリア	4,109,034	0.01
	小計	45,243,779,470	98.71
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	593,544,474	1.29
合計（純資産総額）		45,837,323,944	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	-	139,969,351	0.31

ゴールド・インデックス・マザーファンド

2025年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	18,076,528,210	98.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	266,677,776	1.45
合計（純資産総額）		18,343,205,986	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	66,459,849	0.36

２【設定及び解約の実績】

三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	11,131,313	5,257,925
第2期	52,125,564	1,000,000
第3期	190,811,491	32,871,325
第4期	769,971,404	174,312,528
第5期（中間期）	450,815,946	214,417,529

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	68,267,713	1,179,562
第2期	221,907,962	31,922,134
第3期	233,724,846	91,595,580
第4期	398,847,322	249,616,109
第5期（中間期）	327,881,902	51,027,874

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	72,990,426	2,971,998
第2期	270,552,214	62,163,465
第3期	476,514,487	142,749,153
第4期	556,778,812	181,534,421
第5期（中間期）	366,024,449	71,195,836

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,960,151	0
第2期	29,976,495	10,377,413
第3期	107,220,605	11,184,925
第4期	91,501,752	89,107,930
第5期（中間期）	27,421,351	5,005,658

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	6,762,046	0

第2期	86,535,230	13,454,513
第3期	467,002,780	21,838,442
第4期	224,607,694	201,047,045
第5期（中間期）	46,458,184	153,550,193

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,621,093	0
第2期	10,979,714	8,229
第3期	35,198,756	13,056,970
第4期	103,305,637	4,036,516
第5期（中間期）	71,525,720	67,564,286

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,350,609	98,727
第2期	132,574,732	11,855,664
第3期	67,492,161	37,529,664
第4期	511,896,982	66,403,958
第5期（中間期）	794,383,354	270,238,070

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,141,454	0
第2期	90,161,002	10,267,851
第3期	282,784,981	54,000,313
第4期	139,444,231	25,841,587
第5期（中間期）	55,039,425	91,629,583

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	38,535,757	0
第2期	379,344,235	56,234,121
第3期	701,752,986	157,283,244
第4期	521,844,884	236,314,872
第5期（中間期）	480,607,351	219,628,578

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12	11
コール・ローン	2,302	3,191
親投資信託受益証券	1,249,391,461	1,670,037,217
未収入金	-	646,460
流動資産合計	1,249,393,775	1,670,686,879
資産合計	1,249,393,775	1,670,686,879
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	646,452
未払受託者報酬	108,847	170,254
未払委託者報酬	1,796,734	2,809,757
その他未払費用	16,241	25,452
流動負債合計	1,921,822	3,651,915
負債合計	1,921,822	3,651,915
純資産の部		
元本等		
元本	810,597,994	1,046,996,411
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	436,873,959	620,038,553
（分配準備積立金）	79,656,486	61,651,204
元本等合計	1,247,471,953	1,667,034,964
純資産合計	1,247,471,953	1,667,034,964
負債純資産合計	1,249,393,775	1,670,686,879

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	49	584
有価証券売買等損益	76,308,072	50,437,656
営業収益合計	76,308,121	50,438,240
営業費用		
支払利息	5	-
受託者報酬	56,253	170,254
委託者報酬	928,829	2,809,757
その他費用	8,354	25,452
営業費用合計	993,441	3,005,463
営業利益又は営業損失（ ）	75,314,680	47,432,777
経常利益又は経常損失（ ）	75,314,680	47,432,777
中間純利益又は中間純損失（ ）	75,314,680	47,432,777
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,753,128	1,456,228
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	69,198,548	436,873,959
剰余金増加額又は欠損金減少額	189,718,738	253,481,160
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	189,718,738	253,481,160
剰余金減少額又は欠損金増加額	53,028,662	116,293,115
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	53,028,662	116,293,115
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	266,450,176	620,038,553

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	810,597,994口	1,046,996,411口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5390円 (1万口当たりの純資産額15,390円)	1口当たり純資産額 1.5922円 (1万口当たりの純資産額15,922円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	214,939,118円	810,597,994円
期中追加設定元本額	769,971,404円	450,815,946円
期中一部解約元本額	174,312,528円	214,417,529円

【三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13	3,434
コール・ローン	2,379	1,000,466
親投資信託受益証券	827,005,173	1,220,865,439
未収入金	-	922,460
流動資産合計	827,007,565	1,222,791,799
資産合計	827,007,565	1,222,791,799
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,922,452
未払受託者報酬	90,783	108,573
未払委託者報酬	1,498,811	1,792,053
その他未払費用	13,530	16,193
流動負債合計	1,603,124	3,839,271
負債合計	1,603,124	3,839,271
純資産の部		
元本等		
元本	548,434,458	825,288,486
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	276,969,983	393,664,042
（分配準備積立金）	108,387,073	99,922,150
元本等合計	825,404,441	1,218,952,528
純資産合計	825,404,441	1,218,952,528
負債純資産合計	827,007,565	1,222,791,799

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	32	1,209
有価証券売買等損益	89,485,017	9,712,784
営業収益合計	89,485,049	9,711,575
営業費用		
支払利息	22	-
受託者報酬	74,972	108,573
委託者報酬	1,237,760	1,792,053
その他費用	11,157	16,193
営業費用合計	1,323,911	1,916,819
営業利益又は営業損失（ ）	88,161,138	11,628,394
経常利益又は経常損失（ ）	88,161,138	11,628,394
中間純利益又は中間純損失（ ）	88,161,138	11,628,394
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,039,888	1,214,300
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	116,633,312	276,969,983
剰余金増加額又は欠損金減少額	92,354,948	152,720,590
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	92,354,948	152,720,590
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,634,398	25,612,437
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,634,398	25,612,437
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	245,475,112	393,664,042

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	548,434,458口	825,288,486口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.5050円 (1万口当たりの純資産額15,050円)	1口当たり純資産額 1.4770円 (1万口当たりの純資産額14,770円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	399,203,245円	548,434,458円
期中追加設定元本額	398,847,322円	327,881,902円
期中一部解約元本額	249,616,109円	51,027,874円

【三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	19	19
コール・ローン	3,505	5,554
親投資信託受益証券	1,753,554,673	2,214,722,076
未収入金	-	10
流動資産合計	1,753,558,197	2,214,727,659
資産合計	1,753,558,197	2,214,727,659
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2	2
未払受託者報酬	171,306	213,269
未払委託者報酬	3,512,764	4,372,849
その他未払費用	34,175	42,575
流動負債合計	3,718,247	4,628,695
負債合計	3,718,247	4,628,695
純資産の部		
元本等		
元本	987,416,902	1,282,245,515
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	762,423,048	927,853,449
（分配準備積立金）	387,772,100	364,023,243
元本等合計	1,749,839,950	2,210,098,964
純資産合計	1,749,839,950	2,210,098,964
負債純資産合計	1,753,558,197	2,214,727,659

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	170	1,445
有価証券売買等損益	222,835,591	26,284,537
営業収益合計	222,835,761	26,283,092
営業費用		
支払利息	24	-
受託者報酬	123,129	213,269
委託者報酬	2,525,197	4,372,849
その他費用	24,553	42,575
営業費用合計	2,672,903	4,628,693
営業利益又は営業損失（ ）	220,162,858	30,911,785
経常利益又は経常損失（ ）	220,162,858	30,911,785
中間純利益又は中間純損失（ ）	220,162,858	30,911,785
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,182,350	5,215,127
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	213,489,089	762,423,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	150,726,109	245,718,733
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	150,726,109	245,718,733
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,035,499	54,591,674
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,035,499	54,591,674
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	550,160,207	927,853,449

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	987,416,902口	1,282,245,515口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7721円 (1万口当たりの純資産額17,721円)	1口当たり純資産額 1.7236円 (1万口当たりの純資産額17,236円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	612,172,511円	987,416,902円
期中追加設定元本額	556,778,812円	366,024,449円
期中一部解約元本額	181,534,421円	71,195,836円

【三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9	6
コール・ローン	1,683	1,860
親投資信託受益証券	152,340,324	186,482,094
未収入金	1,602,190	-
流動資産合計	153,944,206	186,483,960
資産合計	153,944,206	186,483,960
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,602,182	-
未払受託者報酬	24,286	18,105
未払委託者報酬	498,843	372,104
その他未払費用	4,774	3,529
流動負債合計	2,130,085	393,738
負債合計	2,130,085	393,738
純資産の部		
元本等		
元本	120,988,735	143,404,428
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	30,825,386	42,685,794
（分配準備積立金）	13,929,944	13,370,184
元本等合計	151,814,121	186,090,222
純資産合計	151,814,121	186,090,222
負債純資産合計	153,944,206	186,483,960

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	-	26
有価証券売買等損益	21,902,309	5,534,670
営業収益合計	21,902,309	5,534,696
営業費用		
受託者報酬	16,298	18,105
委託者報酬	334,880	372,104
その他費用	3,164	3,529
営業費用合計	354,342	393,738
営業利益又は営業損失（ ）	21,547,967	5,140,958
経常利益又は経常損失（ ）	21,547,967	5,140,958
中間純利益又は中間純損失（ ）	21,547,967	5,140,958
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	982,968	51,108
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	12,351,424	30,825,386
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,989,074	8,050,397
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,989,074	8,050,397
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,096,769	1,279,839
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,096,769	1,279,839
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	38,808,728	42,685,794

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	120,988,735口	143,404,428口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2548円 (1万口当たりの純資産額12,548円)	1口当たり純資産額 1.2977円 (1万口当たりの純資産額12,977円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	118,594,913円	120,988,735円
期中追加設定元本額	91,501,752円	27,421,351円
期中一部解約元本額	89,107,930円	5,005,658円

【三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （2024年12月 2日現在）	第5期中間計算期間 （2025年 6月 2日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10	7
コール・ローン	1,758	1,981
親投資信託受益証券	629,645,320	500,649,953
未収入金	-	26,880
流動資産合計	629,647,088	500,678,821
資産合計	629,647,088	500,678,821
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	26,880
未払受託者報酬	83,170	63,423
未払委託者報酬	1,040,162	793,321
その他未払費用	18,638	14,185
流動負債合計	1,141,970	897,809
負債合計	1,141,970	897,809
純資産の部		
元本等		
元本	548,567,750	441,475,741
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	79,937,368	58,305,271
（分配準備積立金）	52,930,220	38,853,125
元本等合計	628,505,118	499,781,012
純資産合計	628,505,118	499,781,012
負債純資産合計	629,647,088	500,678,821

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	1	15
有価証券売買等損益	46,923,090	6,114,277
営業収益合計	46,923,091	6,114,262
営業費用		
受託者報酬	74,950	63,423
委託者報酬	937,331	793,321
その他費用	16,779	14,185
営業費用合計	1,029,060	870,929
営業利益又は営業損失（ ）	45,894,031	6,985,191
経常利益又は経常損失（ ）	45,894,031	6,985,191
中間純利益又は中間純損失（ ）	45,894,031	6,985,191
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,882,372	951,832
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	43,442,418	79,937,368
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,529,962	6,808,678
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,529,962	6,808,678
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,526,906	22,407,416
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,526,906	22,407,416
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	102,457,133	58,305,271

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	548,567,750口	441,475,741口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1457円 (1万口当たりの純資産額11,457円)	1口当たり純資産額 1.1321円 (1万口当たりの純資産額11,321円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	525,007,101円	548,567,750円
期中追加設定元本額	224,607,694円	46,458,184円
期中一部解約元本額	201,047,045円	153,550,193円

【三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,919	9,731
コール・ローン	538,480	2,835,382
親投資信託受益証券	146,022,755	142,642,750
未収入金	475,000	-
流動資産合計	147,039,154	145,487,863
資産合計	147,039,154	145,487,863
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	50,000
未払受託者報酬	16,432	16,504
未払委託者報酬	337,551	339,095
その他未払費用	5,147	3,634
流動負債合計	359,130	409,233
負債合計	359,130	409,233
純資産の部		
元本等		
元本	134,003,485	137,964,919
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	12,676,539	7,113,711
（分配準備積立金）	7,238,006	4,764,083
元本等合計	146,680,024	145,078,630
純資産合計	146,680,024	145,078,630
負債純資産合計	147,039,154	145,487,863

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	103	3,458
有価証券売買等損益	5,401,844	8,131,005
営業収益合計	5,401,947	8,127,547
営業費用		
受託者報酬	7,283	16,504
委託者報酬	150,138	339,095
その他費用	1,531	3,634
営業費用合計	158,952	359,233
営業利益又は営業損失（ ）	5,242,995	8,486,780
経常利益又は経常損失（ ）	5,242,995	8,486,780
中間純利益又は中間純損失（ ）	5,242,995	8,486,780
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,495	2,605,091
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	30,129	12,676,539
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,867,459	6,716,161
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,867,459	6,716,161
剰余金減少額又は欠損金増加額	577	6,397,300
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	577	6,397,300
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	12,136,511	7,113,711

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	134,003,485口	137,964,919口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0946円 (1万口当たりの純資産額10,946円)	1口当たり純資産額 1.0516円 (1万口当たりの純資産額10,516円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	34,734,364円	134,003,485円
期中追加設定元本額	103,305,637円	71,525,720円
期中一部解約元本額	4,036,516円	67,564,286円

【三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	10	17
コール・ローン	1,801	4,922
親投資信託受益証券	524,783,477	1,060,097,182
流動資産合計	524,785,288	1,060,102,121
資産合計	524,785,288	1,060,102,121
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	51,485	86,003
未払委託者報酬	850,294	1,419,752
その他未払費用	7,627	12,823
流動負債合計	909,406	1,518,578
負債合計	909,406	1,518,578
純資産の部		
元本等		
元本	598,426,471	1,122,571,755
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	74,550,589	63,988,212
（分配準備積立金）	19,407,242	14,920,899
元本等合計	523,875,882	1,058,583,543
純資産合計	523,875,882	1,058,583,543
負債純資産合計	524,785,288	1,060,102,121

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	6	2,888
有価証券売買等損益	4,754,599	65,284,365
営業収益合計	4,754,593	65,287,253
営業費用		
受託者報酬	22,676	86,003
委託者報酬	374,996	1,419,752
その他費用	3,304	12,823
営業費用合計	400,976	1,518,578
営業利益又は営業損失（ ）	5,155,569	63,768,675
経常利益又は経常損失（ ）	5,155,569	63,768,675
中間純利益又は中間純損失（ ）	5,155,569	63,768,675
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	85,897	9,743,937
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,889,523	74,550,589
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,219,555	30,033,131
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,219,555	30,033,131
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,506,778	73,495,492
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,506,778	73,495,492
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	30,418,212	63,988,212

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
１． 当中間計算期間の末日における受益権の総数	598,426,471口	1,122,571,755口
２． 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 74,550,589円	元本の欠損 63,988,212円
３． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 0.8754円 (１万口当たりの純資産額8,754円)	１口当たり純資産額 0.9430円 (１万口当たりの純資産額9,430円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
１． 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	152,933,447円	598,426,471円
期中追加設定元本額	511,896,982円	794,383,354円
期中一部解約元本額	66,403,958円	270,238,070円

【三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 (2024年12月 2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年 6月 2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9	6
コール・ローン	1,610	1,863
親投資信託受益証券	598,493,048	498,561,992
流動資産合計	598,494,667	498,563,861
資産合計	598,494,667	498,563,861
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	58,389	55,661
未払委託者報酬	1,197,830	1,142,092
その他未払費用	11,595	11,048
流動負債合計	1,267,814	1,208,801
負債合計	1,267,814	1,208,801
純資産の部		
元本等		
元本	424,421,917	387,831,759
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	172,804,936	109,523,301
（分配準備積立金）	113,827,012	89,901,640
元本等合計	597,226,853	497,355,060
純資産合計	597,226,853	497,355,060
負債純資産合計	598,494,667	498,563,861

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	-	110
有価証券売買等損益	46,510,170	46,265,426
営業収益合計	46,510,170	46,265,316
営業費用		
受託者報酬	43,104	55,661
委託者報酬	884,520	1,142,092
その他費用	8,534	11,048
営業費用合計	936,158	1,208,801
営業利益又は営業損失（ ）	45,574,012	47,474,117
経常利益又は経常損失（ ）	45,574,012	47,474,117
中間純利益又は中間純損失（ ）	45,574,012	47,474,117
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	1,741,564	3,729,256
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	33,279,046	172,804,936
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,085,614	17,670,322
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,085,614	17,670,322
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,507,272	37,207,096
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,507,272	37,207,096
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	82,689,836	109,523,301

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	424,421,917口	387,831,759口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.4072円 (1万口当たりの純資産額14,072円)	1口当たり純資産額 1.2824円 (1万口当たりの純資産額12,824円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	310,819,273円	424,421,917円
期中追加設定元本額	139,444,231円	55,039,425円
期中一部解約元本額	25,841,587円	91,629,583円

【三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （2024年12月 2日現在）	第5期中間計算期間 （2025年 6月 2日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,844	617
コール・ローン	340,196	179,720
親投資信託受益証券	1,418,815,374	2,108,938,231
派生商品評価勘定	37,263,814	19,925,753
未収入金	2,282,028	3,315,865
流動資産合計	1,458,703,256	2,132,360,186
資産合計	1,458,703,256	2,132,360,186
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,218	880,250
未払受託者報酬	127,533	189,024
未払委託者報酬	2,105,234	3,119,584
その他未払費用	47,199	37,721
流動負債合計	2,285,184	4,226,579
負債合計	2,285,184	4,226,579
純資産の部		
元本等		
元本	1,191,645,625	1,452,624,398
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	264,772,447	675,509,209
（分配準備積立金）	196,637,664	165,853,513
元本等合計	1,456,418,072	2,128,133,607
純資産合計	1,456,418,072	2,128,133,607
負債純資産合計	1,458,703,256	2,132,360,186

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	第5期中間計算期間 自 2024年12月 3日 至 2025年 6月 2日
営業収益		
受取利息	181	2,932
有価証券売買等損益	208,437,963	266,330,954
為替差損益	99,031,869	41,350,210
営業収益合計	109,406,275	307,684,096
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	109,313	189,024
委託者報酬	1,804,412	3,119,584
その他費用	21,778	37,721
営業費用合計	1,935,504	3,346,329
営業利益又は営業損失（ ）	107,470,771	304,337,767
経常利益又は経常損失（ ）	107,470,771	304,337,767
中間純利益又は中間純損失（ ）	107,470,771	304,337,767
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	16,035,587	26,340,639
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,685,831	264,772,447
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,388,486	184,821,487
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,388,486	184,821,487
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,893,470	52,081,853
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,893,470	52,081,853
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	103,616,031	675,509,209

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第5期中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３． その他中間財務諸表作成のための重要な事項	中間計算期間の取扱い 当中間計算期間は前期末が休日のため、2024年12月3日から2025年6月2日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
１． 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,191,645,625口	1,452,624,398口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 1.2222円 (１万口当たりの純資産額12,222円)	１口当たり純資産額 1.4650円 (１万口当たりの純資産額14,650円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
１． 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第4期（2024年12月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	154,930	-	149,712	5,218
	小計	154,930	-	149,712	5,218
	売建				
	アメリカ・ドル	1,453,248,421	-	1,415,984,607	37,263,814
	小計	1,453,248,421	-	1,415,984,607	37,263,814
合 計		1,453,403,351	-	1,416,134,319	37,258,596

第5期中間計算期間（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	101,135,440	-	100,255,190	880,250
	小計	101,135,440	-	100,255,190	880,250
	売建				
	アメリカ・ドル	2,222,532,277	-	2,202,606,524	19,925,753
	小計	2,222,532,277	-	2,202,606,524	19,925,753
合 計		2,323,667,717	-	2,302,861,714	19,045,503

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 中間計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

項 目	第4期 (2024年12月2日現在)	第5期中間計算期間 (2025年6月2日現在)
期首元本額	906,115,613円	1,191,645,625円
期中追加設定元本額	521,844,884円	480,607,351円
期中一部解約元本額	236,314,872円	219,628,578円

（参考）

「三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・国内リートインデックス・ファンド」、「三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド」および「三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）」は、「国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）」、「２２５マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「エマージング株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」、「米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド」、「Ｊリート・インデックス・マザーファンド」、「外国リート・インデックス・マザーファンド」および「ゴールド・インデックス・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）

（１）貸借対照表

		(単位：円)
		(2025年6月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		11,440,592
コール・ローン		3,333,566,104
株式		370,387,021,820
派生商品評価勘定		571,705,800
未収入金		21,369,000

未収配当金	3,723,156,319
差入委託証拠金	408,934,937
流動資産合計	378,457,194,572
資産合計	378,457,194,572
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,787,000
前受金	635,645,000
未払解約金	521,816,193
流動負債合計	1,162,248,193
負債合計	1,162,248,193
純資産の部	
元本等	
元本	74,350,769,172
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	302,944,177,207
元本等合計	377,294,946,379
純資産合計	377,294,946,379
負債純資産合計	378,457,194,572

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
１． 当計算期間の末日における 受益権の総数	74,350,769,172口

2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5,0745円 (1万口当たりの純資産額50,745円)
----------------	---

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年6月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2025年6月2日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0706月	6,157,051,200	-	6,723,970,000	566,918,800
	小計	6,157,051,200	-	6,723,970,000	566,918,800
合 計		6,157,051,200	-	6,723,970,000	566,918,800

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2025年6月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	72,554,135,505円
同期中における追加設定元本額	6,003,570,053円

同期中における一部解約元本額	4,206,936,386円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,623,481,964円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,033,204,529円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	4,438,277,651円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	3,865,717,666円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	102,920,840円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	2,894,438円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	10,969,281円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	32,883,764円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	113,221,907円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	116,024,932円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	239,171,883円
国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）	1,513,869,620円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・日本株インデックスファンド	32,150,742,481円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	92,088,986円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	143,724,702円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	88,794,787円
イオン・バランス戦略ファンド	23,425,599円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	101,876,578円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	225,661,495円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	243,599,067円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	987,014,757円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	596,324,856円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	774,741,272円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	81,161,979円
三井住友ＤＳ・国内株式インデックス年金ファンド	1,985,021,819円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	46,224,860円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	290,327,627円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	321,238,591円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	27,299,809円
日興ＦＷＳ・日本株インデックス	3,578,829,887円
三井住友ＤＳ・ＴＯＰＩＸインデックス・ファンド	329,103,797円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	62,138,114円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	39,226,967円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	38,993,471円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	27,085,135円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	21,768,826円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	484,036円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	28,414,286円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	191,479,115円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	198,708,078円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	77,626,043円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	584,690円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	961,983円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,205,916円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,521,818円

三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	752,034円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	268,411円
ＳＭＡＭ・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	1,939,854,484円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,398,310円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	30,933,278円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	472,907,401円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	863,698,225円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	3,451,857,297円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	21,567,958円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	81,779,572円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	527,160,116円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	27,249,737円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	145,397,911円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	506,266,818円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	312,700,899円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	878,212,967円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	20,941,546円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	20,264,787円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	14,612,693円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	13,472,513円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	45,278,659円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	126,258,370円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	23,540,078円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	22,213,697円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	6,034,819円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３０Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	22,689,368円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	288,713,454円
ＳＭＡＭ・国内株式インデックスファンド・ＶＡ（適格機関投資家専用）	133,866,026円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	112,234,534円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	44,570,384円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	34,325,312円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	19,654,617円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	32,318,988円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	15,191,659円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	23,834,969円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド＜適格機関投資家限定＞	145,668,546円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	48,038,833円
合 計	74,350,769,172円

２．２．５ マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（２０２５年６月２日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	16,998,499
コール・ローン	4,953,032,347
株式	278,252,067,730
派生商品評価勘定	263,562,000
未収配当金	1,913,062,010
差入委託証拠金	259,129,649
流動資産合計	285,657,852,235
資産合計	285,657,852,235
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,317,400
前受金	309,950,000
未払解約金	2,811,603,076
流動負債合計	3,128,870,476
負債合計	3,128,870,476
純資産の部	
元本等	
元本	53,929,040,172
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	228,599,941,587
元本等合計	282,528,981,759
純資産合計	282,528,981,759
負債純資産合計	285,657,852,235

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	53,929,040,172口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.2389円 （1万口当たりの純資産額52,389円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	NK225 先物 0706月	4,017,615,400	-	4,273,860,000	256,244,600
	小計	4,017,615,400	-	4,273,860,000	256,244,600
合 計		4,017,615,400	-	4,273,860,000	256,244,600

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年6月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	47,321,995,692円
同期中における追加設定元本額	13,027,870,894円
同期中における一部解約元本額	6,420,826,414円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
エス・ビー・日本株オープン２２５	6,782,074,918円
三井住友・２２５オープン	37,408,298,907円
三井住友・日経２２５オープン	2,548,205,899円
三井住友・ＤＣ年金日本株式２２５ファンド	2,153,915,448円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（日経２２５）	4,511,308,494円
三井住友ＤＳ・日経２２５インデックス・ファンド	233,038,508円
日経２２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	253,261,816円
日本株式２２５ファンドＶＡ＜適格機関投資家専用＞	38,936,182円
合 計	53,929,040,172円

外国株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年6月2日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	17,679,849,598
金銭信託	1,839,693
コール・ローン	536,050,689
株式	928,330,442,213
投資証券	17,492,779,732
派生商品評価勘定	13,509,219
未収入金	3,978,402,009
未収配当金	1,220,590,108
差入委託証拠金	3,975,691,962
流動資産合計	973,229,155,223
資産合計	973,229,155,223
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	46,783,385
未払金	16,784,888,798
未払解約金	253,544,207
流動負債合計	17,085,216,390
負債合計	17,085,216,390
純資産の部	
元本等	
元本	98,982,918,425
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	857,161,020,408

元本等合計	956,143,938,833
純資産合計	956,143,938,833
負債純資産合計	973,229,155,223

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
３． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	98,982,918,425口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 9.6597円 （１万口当たりの純資産額96,597円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	S&P 500 EMINI FUT JUN25	7,242,704,334	-	7,222,578,180	20,126,154
	SPI 200 FUTURES JUN25	292,608,611	-	294,113,318	1,504,707
	FTSE 100 IDX FUT JUN25	357,264,376	-	357,315,722	51,346
	EURO STOXX 50 JUN25	1,304,761,221	-	1,289,067,226	15,693,995
	小計	9,197,338,542	-	9,163,074,446	34,264,096
	合 計	9,197,338,542	-	9,163,074,446	34,264,096

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引 買建				
	カナダ・ドル	184,744,425	-	184,766,652	22,227
	オーストラリア・ドル	278,179,200	-	278,192,100	12,900

市場取引以 外の取引	シンガポール・ドル	49,704,871	-	49,712,631	7,760
	ニュージーランド・ドル	8,611,830	-	8,611,330	500
	ノルウェー・クローネ	9,313,722	-	9,311,478	2,244
	ユーロ	906,714,772	-	906,765,286	50,514
	小計	1,437,268,820	-	1,437,359,477	90,657
	売建				
	アメリカ・ドル	2,151,704,551	-	2,150,758,770	945,781
	イギリス・ポンド	38,740,400	-	38,743,460	3,060
	イスラエル・シェケル	59,505,074	-	59,656,476	151,402
	デンマーク・クローネ	22,332,900	-	22,335,960	3,060
	ユーロ	111,843,576	-	111,732,562	111,014
	小計	2,384,126,501	-	2,383,227,228	899,273
	合 計	3,821,395,321	-	3,820,586,705	989,930

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年6月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	93,915,549,926円
同期中における追加設定元本額	8,611,566,022円
同期中における一部解約元本額	3,544,197,523円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国株式インデックスファンドＳ	49,087,050,516円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	255,486,910円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	970,653,188円

三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	792,201,934円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	16,105,773円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	657,602円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	2,458,990円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	8,184,283円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	28,985,667円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	36,906,216円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	90,664,204円
外国株式指数ファンド	1,310,286,179円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	26,811,259,323円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	28,083,593円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	61,814,296円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	38,336,246円
イオン・バランス戦略ファンド	9,265,513円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	43,257,117円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	164,391,264円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	157,589,812円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	643,548,734円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	397,209,516円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	592,330,642円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	85,540,812円
三井住友ＤＳ・外国株式インデックス年金ファンド	3,990,256,189円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	12,588,082円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	64,738,272円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	67,306,847円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	11,813,199円
ＳＭＢＣ・ＤＣインデックスファンド（ＭＳＣＩコクサイ）	3,471,337,770円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジあり）	156,766,692円
日興ＦＷＳ・先進国株インデックス（為替ヘッジなし）	4,143,242,110円
三井住友ＤＳ・先進国株式インデックス・ファンド	229,274,416円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	22,050,959円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	14,722,219円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	15,843,126円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	11,735,597円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	9,497,008円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	81,773円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	6,058,455円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	41,396,226円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	43,713,111円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	17,458,733円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	546,426円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,962,952円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	3,028,804円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	3,983,858円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	7,266,419円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	104,784円
ＳＭＡＭ・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	196,605,804円
バランスファンドＶＡ（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	1,751,197円

ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	7,334,511円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	163,975,700円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	392,044,222円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,804,530,115円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	5,514,907円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	28,229,601円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	298,247,989円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	21,050,306円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	48,353,362円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	259,996,587円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	158,557,910円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	343,383,512円
三井住友・外国株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	148,219,916円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	30,694,585円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,366,872円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,140,589円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	3,010,369円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	7,824,905円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	27,904,070円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	56,335,553円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	23,590,537円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	96,828,303円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	32,116,109円
ＳＭＡＭ・外国株式インデックスファンドＳＡ＜適格機関投資家限定＞	715,849,313円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	17,531,779円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	8,910,329円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	13,445,458円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド＜適格機関投資家限定＞	56,008,147円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	29,523,511円
合 計	98,982,918,425円

エマージング株式インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年6月2日現在）

資産の部

流動資産

預金	2,971,791,698
金銭信託	701,638
コール・ローン	204,443,689
株式	49,078,875,946
投資信託受益証券	2,107,220,931
投資証券	4,123,876,950
派生商品評価勘定	79,910,133
未収入金	166,500,562

未収配当金	103,381,032
差入委託証拠金	1,032,276,886
流動資産合計	59,868,979,465
資産合計	59,868,979,465
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,336,430
未払金	1,369,910,795
流動負債合計	1,387,247,225
負債合計	1,387,247,225
純資産の部	
元本等	
元本	26,815,223,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	31,666,509,069
元本等合計	58,481,732,240
純資産合計	58,481,732,240
負債純資産合計	59,868,979,465

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	26,815,223,171口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1809円 （1万口当たりの純資産額21,809円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資信託受益証券、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	MSCI EMGMKT JUN25	3,163,443,569	-	3,227,195,898	63,752,329
	小計	3,163,443,569	-	3,227,195,898	63,752,329
合 計		3,163,443,569	-	3,227,195,898	63,752,329

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	176,059,846	-	174,880,107	1,179,739
	小計	176,059,846	-	174,880,107	1,179,739
	売建				
	タイ・パーツ	159,846	-	158,733	1,113
	小計	159,846	-	158,733	1,113
合 計		176,219,692	-	175,038,840	1,178,626

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2025年6月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,103,281,976円
同期中における追加設定元本額	3,288,904,948円
同期中における一部解約元本額	1,576,963,753円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・全海外株インデックスファンド	14,253,558,361円
三井住友・ＤＣ新興国株式インデックスファンド	3,710,343,513円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	14,849,677円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	166,576,863円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	106,949,909円
イオン・バランス戦略ファンド	27,835,731円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	78,070,105円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	135,431,523円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	108,232,328円

三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	537,607,121円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	360,538,920円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	583,375,798円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	186,774,455円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	21,392,252円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジあり）	451,419,228円
日興ＦＷＳ・新興国株インデックス（為替ヘッジなし）	5,599,175,628円
三井住友ＤＳ・新興国株式インデックス・ファンド	85,506,944円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	44,476,483円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	28,608,005円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	29,623,949円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	21,328,766円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	17,129,388円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	148,182円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	9,694,729円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	63,319,785円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	66,249,058円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	26,377,041円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	349,323円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	458,942円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	516,256円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	637,989円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（積極コース）	1,692,689円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	208,013円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	76,766,217円
合 計	26,815,223,171円

外国債券パッシブ・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年6月2日現在）

資産の部

流動資産

預金	745,214,712
金銭信託	6,656,992
コール・ローン	1,939,718,161
国債証券	187,242,648,388
派生商品評価勘定	1,179,055
未収入金	3,681,089,827
未収利息	1,580,164,617
前払費用	120,593,441

流動資産合計	195,317,265,193
--------	-----------------

資産合計

195,317,265,193

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	3,701,354
未払金	5,075,170,854

未払解約金	147,703,191
流動負債合計	5,226,575,399
負債合計	5,226,575,399
純資産の部	
元本等	
元本	83,470,533,161
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	106,620,156,633
元本等合計	190,090,689,794
純資産合計	190,090,689,794
負債純資産合計	195,317,265,193

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	83,470,533,161口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2773円 （1万口当たりの純資産額22,773円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
-----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	カナダ・ドル	43,340,769	-	43,255,968	84,801
	オーストラリア・ドル	24,420,680	-	24,385,701	34,979
	シンガポール・ドル	23,384,658	-	23,294,450	90,208
	イギリス・ポンド	295,361,070	-	294,062,861	1,298,209
	ノルウェー・クローネ	12,314,043	-	12,301,042	13,001
	メキシコ・ペソ	12,340,672	-	12,276,862	63,810
	オフショア・人民元	190,742,529	-	189,705,992	1,036,537
	ポーランド・ズロチ	62,611,965	-	62,347,837	264,128
	ユーロ	288,789,766	-	287,974,237	815,529
	小計	953,306,152	-	949,604,950	3,701,202
	売建				
	アメリカ・ドル	248,154,565	-	246,987,356	1,167,209
	ニュージーランド・ドル	16,540,725	-	16,532,486	8,239
	イスラエル・シェケル	1,106,978	-	1,103,371	3,607
	スウェーデン・クローナ	420,632	-	420,784	152
	小計	266,222,900	-	265,043,997	1,178,903
合 計		1,219,529,052	-	1,214,648,947	2,522,299

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2025年6月2日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	84,694,960,402円
同期中における追加設定元本額	7,807,892,489円
同期中における一部解約元本額	9,032,319,730円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドＳ	30,467,098,813円
三井住友・ＤＣ年金バランス３０（債券重点型）	1,041,373,430円
三井住友・ＤＣ年金バランス５０（標準型）	2,647,453,404円
三井住友・ＤＣ年金バランス７０（株式重点型）	1,574,046,096円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	171,788,505円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０（４資産タイプ）	5,537,556円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５（４資産タイプ）	19,040,682円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０（４資産タイプ）	60,938,316円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５（４資産タイプ）	225,253,742円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０（４資産タイプ）	198,101,000円
三井住友・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５（４資産タイプ）	329,877,105円
三井住友・ＤＣ年金バランスゼロ（債券型）	16,659,224円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	33,151,513円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	53,385,402円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	36,431,453円
イオン・バランス戦略ファンド	39,082,038円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	72,417,522円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	421,192,893円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	305,071,971円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	917,760,203円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	302,705,272円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	174,262,294円

三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	357,932,900円
三井住友ＤＳ・外国債券インデックス年金ファンド	1,728,852,203円
三井住友ＤＳ・年金バランス３０（債券重点型）	48,806,643円
三井住友ＤＳ・年金バランス５０（標準型）	170,873,163円
三井住友ＤＳ・年金バランス７０（株式重点型）	137,713,551円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	19,974,755円
日興ＦＷＳ・先進国債インデックス（為替ヘッジなし）	5,347,332,643円
三井住友ＤＳ・先進国債インデックス・ファンド	219,843,654円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	39,655,488円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	26,243,428円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	26,589,360円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	19,772,826円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	16,063,609円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	2,676,442円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	58,859,512円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	249,960,630円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	157,644,906円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	37,772,318円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	100,266円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	136,046円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	196,606円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	324,865円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	188,688円
ＳＭＡＭ・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	7,262,604,252円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ安定成長型＜適格機関投資家限定＞	16,637,845円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	2,460,688,216円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３７．５＜適格機関投資家専用＞	3,123,445,346円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	7,601,965,220円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ３０＜適格機関投資家限定＞	23,463,444円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ５０＜適格機関投資家限定＞	60,417,188円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ７５＜適格機関投資家専用＞	617,432,315円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＬ国際分散型＜適格機関投資家限定＞	89,546,171円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ２５＜適格機関投資家専用＞	739,412,906円
ＳＭＡＭ・インデックス・バランスＶＡ５０＜適格機関投資家専用＞	1,101,096,174円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ４０＜適格機関投資家専用＞	1,034,426,783円
ＳＭＡＭ・バランスファンドＶＡ３５＜適格機関投資家専用＞	2,929,655,199円
ＳＭＡＭ・外国債券パッシブファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	5,057,829,997円
三井住友・外国債券インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	254,260,684円
ＳＭＡＭ・グローバルバランス４０ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	86,565,562円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ＜適格機関投資家専用＞	43,714,593円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ＜適格機関投資家専用＞	19,629,122円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ＜適格機関投資家専用＞	12,253,626円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ｌ＜適格機関投資家専用＞	50,123,085円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ＜適格機関投資家専用＞	279,621,330円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	52,529,103円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ３５Ａ２＜適格機関投資家専用＞	29,326,638円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ５０Ａ２＜適格機関投資家専用＞	5,515,115円
ＳＭＡＭ・アセットバランスファンドＶＡ２５Ｌ２＜適格機関投資家専用＞	640,632,490円

ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（標準型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	396,273,320円
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（債券重視型）ＶＡ＜適格機関投資家限定＞	507,942,581円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	199,066,568円
ＳＭＡＭ・世界バランスファンドＶＡ２＜適格機関投資家限定＞	158,682,259円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	166,644,989円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	82,450,143円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	132,699,863円
ＳＭＡＭ・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンド＜適格機関投資家限定＞	246,034,885円
ＳＭＤＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド（リスク３％）＜適格機関投資家限定＞	207,803,213円
合 計	83,470,533,161円

米ドル建て新興国債インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年6月2日現在）

資産の部

流動資産

預金	737,056,167
金銭信託	390,867
コール・ローン	113,890,992
国債証券	10,139,486,025
未収利息	131,383,271
前払費用	5,127,561
流動資産合計	11,127,334,883

資産合計

11,127,334,883

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	187,980
未払金	74,394,595
流動負債合計	74,582,575

負債合計

74,582,575

純資産の部

元本等

元本	10,134,122,876
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	918,629,432

11,052,752,308

純資産合計

11,052,752,308

負債純資産合計

11,127,334,883

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
-----	-----------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	10,134,122,876口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0906円 （1万口当たりの純資産額10,906円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	86,356,200	-	86,168,220	187,980
	小計	86,356,200	-	86,168,220	187,980
合 計		86,356,200	-	86,168,220	187,980

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年6月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	9,216,121,853円
同期中における追加設定元本額	1,533,332,076円
同期中における一部解約元本額	615,331,053円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジあり）	279,028,312円
日興ＦＷＳ・新興国債インデックス（為替ヘッジなし）	8,477,489,072円
三井住友ＤＳ・新興国債インデックス・ファンド	130,792,913円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	121,997,584円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	333,548,087円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	214,915,619円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	88,017,122円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	24,609,647円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	47,860,056円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	31,790,068円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	32,011,323円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	24,288,978円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	19,839,730円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	205,373円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	15,445,156円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	115,748,714円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	123,564,649円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	49,255,226円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	296,601円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	745,381円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	1,064,854円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	1,380,903円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	227,508円
合 計	10,134,122,876円

Ｊリート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（２０２５年６月２日現在）

資産の部

流動資産

金銭信託	326,179
コール・ローン	95,042,261
投資証券	20,469,493,250
派生商品評価勘定	2,111,600
未収配当金	161,345,032
差入委託証拠金	1,441,087
流動資産合計	20,729,759,409

資産合計

20,729,759,409

負債の部

流動負債

前受金	1,956,000
未払金	70,858,663
未払解約金	507,441
流動負債合計	73,322,104

負債合計

73,322,104

純資産の部

元本等

元本	7,677,305,031
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	12,979,132,274

元本等合計 20,656,437,305

純資産合計

20,656,437,305

負債純資産合計

20,729,759,409

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２． デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	7,677,305,031口
２． １単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.6906円 （１万口当たりの純資産額26,906円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	リート指数先物取引 買建				
	TREIT 先物 0706月	32,788,400	-	34,900,000	2,111,600
	小計	32,788,400	-	34,900,000	2,111,600
合 計		32,788,400	-	34,900,000	2,111,600

（注）１．時価の算定方法

リート指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)リート指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年6月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,057,146,249円
同期中における追加設定元本額	1,612,128,293円
同期中における一部解約元本額	991,969,511円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	53,021,651円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	148,896,420円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	106,308,152円
イオン・バランス戦略ファンド	34,041,080円
三井住友・DC日本リートインデックスファンド	3,107,015,330円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	64,044,382円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	54,045,042円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	60,172,289円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	272,920,664円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	178,584,175円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	150,915,800円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	74,339,803円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	17,301,338円
三井住友DS・国内リートインデックス年金ファンド	520,731,427円
日興FWS・Jリートインデックス	1,569,125,704円
三井住友DS・国内リートインデックス・ファンド	394,000,291円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	35,824,555円

三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	23,409,502円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	23,473,113円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	17,049,194円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	13,928,516円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	360,338円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	26,062,176円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	192,107,843円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	202,053,501円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	80,702,299円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	538,367円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	1,448,945円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	2,008,929円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	2,164,509円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	183,168円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	2,344,142円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	102,361,912円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジーファンド２０１６－０４＜適格機関投資家限定＞	57,788,099円
ＳＭＡＭ・マルチアセットストラテジー・オープン＜適格機関投資家限定＞	88,032,375円
合 計	7,677,305,031円

外国リート・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年6月2日現在）

資産の部

流動資産

預金	1,009,978,599
金銭信託	256,311
コール・ローン	74,684,036
投資証券	43,985,865,495
派生商品評価勘定	19,782
未収入金	1,673,657
未収配当金	52,311,258

流動資産合計	45,124,789,138
--------	----------------

資産合計	45,124,789,138
------	----------------

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	483,216
流動負債合計	483,216

負債合計	483,216
------	---------

純資産の部

元本等

元本	13,074,000,679
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	32,050,305,243

元本等合計	45,124,305,922
-------	----------------

純資産合計	45,124,305,922
負債純資産合計	45,124,789,138

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年6月2日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	13,074,000,679口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.4515円 (1万口当たりの純資産額34,515円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年6月2日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	66,500,000	-	66,169,530	330,470
	オーストラリア・ドル	5,500,000	-	5,511,520	11,520
	シンガポール・ドル	5,100,000	-	5,038,009	61,991
	イギリス・ポンド	7,500,000	-	7,410,075	89,925
	小計	84,600,000	-	84,129,134	470,866
	売建				
	ユーロ	7,500,000	-	7,492,568	7,432
	小計	7,500,000	-	7,492,568	7,432
合 計		92,100,000	-	91,621,702	463,434

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年6月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12,219,454,169円
同期中における追加設定元本額	1,243,976,936円
同期中における一部解約元本額	389,430,426円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	8,907,175円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	16,812,907円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	8,375,258円
イオン・バランス戦略ファンド	25,963,406円
三井住友・ＤＣ外国リートインデックスファンド	10,002,047,142円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５０	15,341,167円
三井住友・資産最適化ファンド（１安定重視型）	41,843,577円
三井住友・資産最適化ファンド（２やや安定型）	44,978,840円
三井住友・資産最適化ファンド（３バランス型）	200,817,411円
三井住友・資産最適化ファンド（４やや成長型）	135,842,063円
三井住友・資産最適化ファンド（５成長重視型）	111,422,353円
三井住友・ＤＣつみたてＮＩＳＡ・世界分散ファンド	177,899,813円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６０	4,390,701円
三井住友ＤＳ・外国リートインデックス年金ファンド	726,602,240円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジあり）	58,349,646円
日興ＦＷＳ・Ｇリートインデックス（為替ヘッジなし）	1,196,556,082円
三井住友ＤＳ・先進国リートインデックス・ファンド	144,447,919円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	10,465,747円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	6,173,368円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	5,583,894円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０５５	4,459,419円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０６５	3,566,304円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	64,129円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	1,980,557円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	15,636,438円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	16,246,964円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	6,607,936円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（保守コース）	251,853円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（安定コース）	255,240円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（標準コース）	431,594円
三井住友ＤＳ・バランスファンド（成長コース）	561,201円
三井住友ＤＳ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０７０	40,539円
ＳＭＡＭ・世界リート・インデックスファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	26,565,278円
ＳＭＡＭ・年金Ｗリスクコントロールファンド＜適格機関投資家限定＞	54,512,518円
合 計	13,074,000,679円

ゴールド・インデックス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年6月2日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	133,818,270
金銭信託	569,551
コール・ローン	165,956,039
投資信託受益証券	17,890,044,753
派生商品評価勘定	2,187
流動資産合計	18,190,390,800
資産合計	18,190,390,800
負債の部	
流動負債	
未払金	38,442,282
未払解約金	3,315,865
流動負債合計	41,758,147
負債合計	41,758,147
純資産の部	
元本等	
元本	7,969,278,972
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	10,179,353,681
元本等合計	18,148,632,653
純資産合計	18,148,632,653
負債純資産合計	18,190,390,800

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年12月3日 至 2025年6月2日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。
-------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	7,969,278,972口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.2773円 （1万口当たりの純資産額22,773円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（2025年6月2日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2025年6月2日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	38,773,512	-	38,775,699	2,187
	小計	38,773,512	-	38,775,699	2,187
合 計		38,773,512	-	38,775,699	2,187

（注）1．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年6月2日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	7,167,494,687円
同期中における追加設定元本額	1,205,897,633円
同期中における一部解約元本額	404,113,348円
2025年6月2日現在の元本の内訳	
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジあり）	147,653,256円
日興ＦＷＳ・ゴールド（為替ヘッジなし）	6,530,374,954円
三井住友ＤＳ・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）	926,069,570円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル１（保守型）	285,317円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル２（安定型）	21,541,613円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル３（安定成長型）	153,147,761円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル４（成長型）	140,836,581円
三井住友ＤＳ・ＦＷ専用ポートフォリオ・レベル５（積極成長型）	49,369,920円
合 計	7,969,278,972円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額および株式数

	2025年6月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近５年間における資本金の額の増減
該当ありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年6月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	651	13,503,537
単位型株式投資信託	75	618,632
追加型公社債投資信託	1	22,167
単位型公社債投資信託	125	186,784
合 計	852	14,331,120

（３）【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

5【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857

資産合計	140,084,160	133,435,793
------	-------------	-------------

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124

運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683

為替差益		-	75,948
不動産賃貸料		108,505	117,054
雑収入		20,632	41,618
営業外収益合計		11,372,678	710,359
営業外費用			
金銭の信託運用損		-	88,979
投資有価証券償還損		10,829	137,207
投資有価証券売却損		48,575	93
投資事業組合運用損		-	56,719
為替差損		4,701	-
雑損失		-	4,818
営業外費用合計		64,106	287,820
経常利益		17,680,450	10,814,585
特別利益			
子会社株式売却益	1	14,096,622	672,682
特別利益合計		14,096,622	672,682
特別損失			
固定資産除却損	2	12,385	76,933
固定資産売却損		-	204
投資有価証券評価損		-	3,191
特別損失合計		12,385	80,328
税引前当期純利益		31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794	3,062,795
法人税等調整額		1,314,394	162,825
法人税等合計		6,488,400	2,899,969
当期純利益		25,276,287	8,506,969

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				

当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

１．リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

２ 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

１ 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

２ 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2．剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）

その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券				
その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券				
その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
----	----------	------	----

(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325

利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403

繰延税金負債

無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

３．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 （売却価格）	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

（注）子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィル ミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 （銀行持 株会社）	-	-	子会社株式の売却 （売却価格）	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(１株当たり情報)

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・日経225インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・日経225インデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・新興国株式インデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国債インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・先進国債インデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・新興国債インデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・新興国債インデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・国内リートインデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・国内リートインデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンドの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・先進国リートインデックス・ファンドの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DS・ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジあり）の2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。